

## 第8章 洪水予報

法第10条の気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められる時の氾濫警戒情報等の通知については、次のとおりとする。

### 第1節 気象庁が発表または伝達する注意報及び警報

水戸地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

発表基準は 39～51 ページを参照。

種 類	内 容	通 知 先
水防活動用気象注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する予報（大雨注意報）	国土交通省（常陸河川国道事務所） 茨城県（防災・危機管理課） 日本放送協会（水戸放送局） 茨城海上保安部
水防活動用気象警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する予報（大雨警報） 大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表する予報（大雨特別警報）	国土交通省（常陸河川国道事務所） 茨城県（防災・危機管理課） 東日本（及び西日本）電信電話株式会社 日本放送協会（水戸放送局） 茨城海上保安部
水防活動用津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する予報（津波注意報）	国土交通省（常陸河川国道事務所） 茨城県（防災・危機管理課） 日本放送協会（水戸放送局） 茨城海上保安部
水防活動用津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する予報（津波警報） 津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表する予報（津波特別警報は、「大津波警報」の名称で発表する）	国土交通省（常陸河川国道事務所） 茨城県（防災・危機管理課） 東日本（及び西日本）電信電話株式会社 日本放送協会（水戸放送局） 茨城海上保安部
水防活動用高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する予報（高潮注意報）	国土交通省（常陸河川国道事務所） 茨城県（防災・危機管理課） 日本放送協会（水戸放送局） 茨城海上保安部
水防活動用高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する予報（高潮警報）	国土交通省（常陸河川国道事務所） 茨城県（防災・危機管理課） 東日本（及び西日本）電信電話株式会社 日本放送協会（水戸放送局）

	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表する予報（高潮特別警報）	茨城海上保安部
水防活動用洪水注意報	大雨，長雨，融雪等により河川が増水し，災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する予報（洪水注意報）	国土交通省（常陸河川国道事務所） 茨城県（防災・危機管理課） 日本放送協会（水戸放送局） 茨城海上保安部
水防活動用洪水警報	大雨，長雨，融雪等により河川が増水し，重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する予報（洪水警報）	国土交通省（常陸河川国道事務所） 茨城県（防災・危機管理課） 東日本(及び西日本)電信電話株式会社 日本放送協会（水戸放送局） 茨城海上保安部

## 第2節 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

(1) 法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水の予報を行う河川のうち茨城県に係る河川は次のとおりである。

河川名	区	域	担当官署名	
利根川 上流部	左岸	群馬県伊勢崎市大字柴町 字小泉 1555 番地先	から茨城県猿島郡境町 字北野 1920 番地先まで	関東地方整備局 気象庁予報部
	右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉 字飯玉前 70 番 6 地先		
利根川 中流部	左岸	茨城県猿島郡境町字北野 1920 番 地先	から茨城県北相馬郡利根町東奥山新田 21 番 4 地先まで	" "
	右岸	江戸川分派点	千葉県印西市大字平岡字上流作 283 番 2 地先まで	
利根川 下流部	左岸	茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田 1842 番 9 地先	から海まで	" "
	右岸	千葉県印旛郡栄町大字西字耕地 650 番 6 地先		
常陸利根川 (外浪逆浦含む)	左岸	茨城県潮来市永山字葎場 170 番 1 地先	から利根川合流点(常陸川水門)	霞ヶ浦河川事務所 水戸地方気象台 銚子地方気象台
	右岸	茨城県潮来市永山字向津 65 番 3 地先	まで	
霞ヶ浦	霞ヶ浦			" "
北浦	北浦			" "
鱒川	左岸	茨城県鹿嶋市大字大船津字川迎 2340 番 1 地先	から常陸利根川への合流点まで	" "
	右岸	茨城県潮来市洲崎 332 番地先		
支川 渡良瀬川下流部	左岸	栃木県足利市若草町	から利根川への合流点まで	関東地方整備局 気象庁予報部
支川 鬼怒川	左岸	栃木県塩谷郡塩谷町大字風見 1201 番 16 地先	から利根川合流点まで	下館河川事務所 宇都宮地方気象台 水戸地方気象台
	右岸	栃木県宇都宮市大字宮山田町 カハタニ 1302 番地先 (田川放水路) 田川からの分派点から鬼怒川への合流点		
支川 小貝川	左岸	栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田 2435 番地先から	から利根川合流点まで	" "
	右岸	茨城県龍ヶ崎市大字河原代町 88 番 3 地先		
	右岸	栃木県真岡市大字根本 2169 番地先から 茨城県取手市宮和田字東正寺裏 524 番 2 地先 (大谷川)		
支川 小貝川	左岸	茨城県筑西市大字野殿字大道下 361 番 2 地先野殿橋上流端から 小貝川への合流点	から利根川合流点まで	" "
	右岸	茨城県筑西市大字野殿字根田 1577 番 3 地先野殿橋上流端から 小貝川への合流点		
支川 小貝川	左岸	茨城県龍ヶ崎市大字河原代町 88 番 3 地先	から利根川合流点まで	関東地方整備局 気象庁予報部
	右岸	茨城県取手市宮和田字東正寺裏 524 番 2 地先		
那珂川	左岸	栃木県大田原市亀久字大平 419 番 4 地先	から海まで	常陸河川国道事務所 水戸地方気象台 宇都宮地方気象台
	右岸	栃木県大田原市佐良土字野島 2835 番 1 地先		
久慈川	左岸	茨城県常陸大宮市辰ノ口字水門 2079 番 1 地先の辰ノ口堰	から海まで	常陸河川国道事務所 水戸地方気象台
	右岸	茨城県常陸大宮市岩崎字岩花下 1111 番 1 地先の辰ノ口堰		
支川 江戸川	左岸	利根川分派点	から海まで	関東地方整備局 気象庁予報部
	右岸	利根川分派点		

(2) 法第10条第2項の規定による洪水予報の種類

ア 発表の種類

〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位に達した時
〇〇川氾濫警戒情報	避難判断水位に達した時，あるいは，水位予報に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時
〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位に達した時
〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生した時

イ 洪水予報の伝送様式

洪水予報の伝送様式は，363 ページに掲げる様式とする。

第3節 茨城県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

(1) 法第11条，気象業務法第14条の2第3項に基づき，茨城県知事と気象庁長官が共同して洪水の予報を行う河川は次のとおりである。

河川名	区	域	担当官署名
桜川	左岸 土浦市田土部 629-1 右岸 つくば市栗原 325-5	から霞ヶ浦流入点まで	茨城県 水戸地方气象台

(2) 法第11条の規定による洪水予報

ア 発表の種類

桜川氾濫注意情報	氾濫注意水位に達した時
桜川氾濫警戒情報	避難判断水位に達した時，あるいは，水位予報に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時
桜川氾濫危険情報	氾濫危険水位に達した時
桜川氾濫発生情報	氾濫が発生した時

イ 洪水予報の伝送様式

洪水予報の伝送様式は，368～373 ページに掲げる様式とする。

#### 第4節 栃木県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

##### (1) 洪水予報区域

水系名	河川名	実施区域	区域延長	基準地点	担当部署
利根川水系	五行川	左岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 真岡市大字大根田まで 右岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 真岡市大字大根田まで	25.5Km	妹内橋	栃木県 県土整備部河川課  気象庁 宇都宮地方気象台

##### (2) 洪水区域の基準となる水位観測所

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防 団待 機水 位 m	氾濫 注意 水位 m	避難 判断 水位 (案) m	氾濫 危険 水位 m	計画 高水 位 m
五行川	妹内橋	いもうち ばし	N 36° 26'29" E140° 01'01"	真岡市荒町	1.60	1.90	2.70	3.20	3.20

##### (3) 発表の種類

〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生した後速やかに発表する。

##### (4) 発表の方法

宇都宮地方気象台が作成する気象情報・予測資料，栃木県県土整備部河川課が作成する水分実況・予測資料に基づき共同で発表する。